		ŕ	5和4年	第 2 [回霧島市農	業委員会	定例総会				
日時	令和4年2	2月28日	(月)	13 ₺	寺 40 分						
出席委員	1番	二月田	多	ヌ							
(18名)	2番	中 園	真	_							
	3番	相良	悟	<u> </u>							
	4番	鎌田	陽	_							
	5番	中村	優	志							
	6番	田代	_	友							
	7番	松下	さえ	之子	(会長職務	代理者)					
	9番	東鶴	昭	雄							
	10番	上原	雄	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$							
	11番	清水	和	子							
	12番	岡村	勝	敏							
	13番	山之内	情	岳							
	14番	笹 峯	: 久	雄							
	15 番	大 山	茂	美							
	16番	長崎	惠里	11子							
	17番	今 村	浩	_							
	18番	常盤	信	_							
	19番	槐島	睦	夫	(会 長)						
欠席委員	8番	有 村	啓	太							
(1名)											
事務局	事務局長	内田	大作	次县	を兼グループ;	長 古江	洋一	サフ゛リータ	"- 有村	真一	
振興農地グル	サフ゛リータ゛ー	中村	真貴子	主	査	剥岩	泰三	主査	山下	良太	
ープ	主任主事	水迫	時巳	主	事	鵜瀬	祐樹				
議事日程	「諸般の執	告」「事	務局報告	·]							
	1「農地利」	用変更届	につい	て							
	2「農用地	利用集積	計画(利	用権	設定・所有	「権移転・	中間管理	里権設定)	の意見決	定」につい	て
	3「農地法	第3条の	規定によ	る許	可申請の処	l分決定」	について				
	4「農業振	興地域整	備計画の	一部	変更(用途	区分変更	· 除外	·編入) 申	出の意見	決定」につい	ハて
	5「農地法	第4条の	規定によ	る許	可申請の処	l分決定」	について				
	6「農地法	第5条の	規定によ	る許	可申請の処	l分決定」	について				

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	まず、新型コロナウィルスについてですが、鹿児島県は「まん延防止等重点措置」の期間を
	3月6日まで延長いたしたところです。そのような中で総会を開催するわけですが、本日の総
	会につきましても、先月に引き続き、感染防止対策を講じながら総会を進めてまいります。委
	員の皆さま方の報告につきましては、飛沫抑制のため、先月と同様、プロジェクター及びタブ
	レットに表示いたしますので各自ご確認をお願いいたします。なお、先月の総会におきまして、
	申請地がわかりにくい等のご意見がありましたことから、今回は指標となる施設の標記など、

	一部変更いたしております。また、進行につきましては、すこしゆっくり目で進めてまいりた
	いと考えておりますので、進行の途中で分かりづらいようでしたら、意見を申し出て頂ければ
	改善しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
	それではさっそく令和 4 年第 2 回霧島市農業委員会総会を開催いたします。まず、本日の
	出席農業委員は8番委員より欠席届が出されておりますので、18名であります。よって本会
	は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成
	立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとな
	っております。議案に一部修正がありますので、令和 4 年第 2 回定例議案集の誤植、追記、
	削除一覧表の内容を各自ご確認ください。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長 (会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂きた
	いと思いますが、これにご異議のある方は挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長(会長)	はい、それでは異議なしと認めますので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の
	両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。報告につきまして
	は、スクリーン及びタブレットでの確認をお願いいたします。
	〔事務局報告〕

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長 (会長)	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更
	届が 1 件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告につきましては、ス
	クリーンおよびタブレットでの確認をお願いいたします。隼人の1は10番委員の報告です。
10 番委員	届出地は新川公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用
	するものである。工事内容は表土を剥ぎ、シラスを 0.2m盛土した後表土を敷きならすものである。
	周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当な
	ものと思われる。
議長 (会長)	どうですか、よろしいでしょうか。それでは、調査委員からの補足説明やご意見・ご質疑等あり
	ますか。ありましたら挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長 (会長)	ご異議ないようですのでお諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理す
	ることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員举手〕
議長 (会長)	全員賛成であります。よって、本案件は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定)の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業
	経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案を決定するため審議を
	求めます。今月は所有権移転 10 件、利用権設定 75 件、中間管理権の設定 27 件の合計 112
	件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が55
	件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されてお
	りますので、一括して事務局よりその報告を求めます。報告内容はスクリーン及びタブレット
	での確認をお願いいたします。

事務局	議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につき
	まして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 10 件、
	筆数 19 筆、面積 30,137 ㎡、利用権設定 75 件、筆数 134 筆、面積 246,050 ㎡、中間管理権
	の設定 27 件、筆数 35 筆、面積 63,781 ㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された
	結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断
	されましたので報告いたします。
議長 (会長)	よろしいでしょうか。皆さん確認頂いたと思いますが、只今の報告内容につきまして、ご意
	見・ご質疑等ある方は、挙手をお願いいたします。
	〔挙手なし〕
議長 (会長)	はい、それではないようですので、ご意見・ご質疑等なしと認めます。只今の報告内容は、
	全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りい
	たします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定につきましては、承認することに賛成の
	方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長 (会長)	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とい
	たします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請15件が提出されましたので、
	この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告につきましてはスクリーン
	及びタブレットでの確認をお願いいたします。まず、横川の1について、13 番委員の報告で
	す。ご覧ください。
13番委員	申請地は大隅横川駅の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は
	設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事
	すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ
	る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 208 ㎡であるが、空き家バンクに付随する農地の
	ため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第
	3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長(会長)	次に、国分の2については、13番委員の報告です。
13番委員	受人の居住地と申請地の一部は担当委員が異なるため、牧園町宿窪田の現地については、
	16 番委員が調査しました。申請地は、市営検校橋団地の北西と牧園中学校の西に位置し、現
	況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さん
	は 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において
	農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面
	積は 2,555 m で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該
	当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長(会長)	次に国分の3です。同じく13番委員の報告です。
13 番委員	申請地は下井公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用
	収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に
	常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認
	められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,220 ㎡で下限面積要件を満たしている。
	調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

議長(会長)	次に国分の4です。同じく13番委員の報告です。
13 番委員	申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は畑である。申請地に
	は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもの
	で、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用
	して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,914
	㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと
	思われるため、許可相当と思われる。
議長 (会長)	同じく国分の 5 になります。17 番委員の報告です。
17 番委員	申請地は川原小学校の南西に位置し、現況は田である。申請地の1筆には※※さんが令和6
	年7月までの使用収益権を設定しており、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。
	もう1筆の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名
	で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のす
	べてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は
	9,736 ㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しな
	いと思われるため、許可相当と思われる。
議長 (会長)	国分の6に行きます。国分の6は18番委員の報告です。
18 番委員	申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権
	は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従
	事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ
	る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 17,733 ㎡で下限面積要件を満たしている。調査の
	結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長(会長)	それでは国分の7です。同じく18番委員の報告です。
18番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については10番委員が調査しました。申
	請地は、隼人駅の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定さ
	れていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると
	認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請
	地の権利取得後の耕作予定面積は 17,733 ㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農
* = / ^ = \	地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長 (会長)	はい、それでは溝辺に入ります。溝辺の8は3番委員の報告です。
3番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については10番委員が調査しました。申
	請地は小浜小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定
	されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事する
	と認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。 中誌地の特別取得後の耕作る完善様は 21 050 25でも 以下四天辞悪性な滞なしている。 調
	る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,059 m²であり下限面積要件を満たしている。調 本の結果 典地法第2条第2項の名号に該当しないよ用われるため、表現相当より用われる
送巨 (公巨)	査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長(会長)	それでは次に行きます。議案は11ページです。溝辺の9ですが、8番委員の報告です。本
8番委員	日欠席ですが、事前に報告書を頂いています。 申請地は下有川切門自治公民の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使
0 笛女貝	申請地は下有川切り自信公民の礼西に位直し、現代は畑である。申請地には所有権以外の使 用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業
	用収益権は設定されていない。 受人の然然さんは 2 名で展作業を打りもので、必要な展作業 に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を
	行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,651 ㎡であり下限面積要件を満
	たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相

	当と思われる。
議長(会長)	それでは次に行きますがよろしいでしょうか。次に牧園の10は16番委員の報告です。
16 番委員	申請地は中津川三区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の
	使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作
	業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養
	畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,971 m²であり下限面
	積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるた
	め、許可相当と思われる。
議長 (会長)	それでは次に霧島に入って行きます。霧島の11ですが、2番委員の報告です。
2番委員	申請地は祓谷自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益
	権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時
	従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業
	を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は38,973 ㎡であり下限面積要件を
	満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可
	相当と思われる。
議長(会長)	それでは同じく霧島の12になります。同じく2番委員の報告です。
2番委員	申請地は市営中原団地の北東に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が使用収益権を
	設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事する
	と認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められ
	る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,156 m²であり下限面積要件を満たしている。調
	査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長 (会長)	それでは隼人の 13 に行きます。5 番委員の報告です。
5番委員	受人の居住地と申請地の担当が異なるため、現地については 9 番委員が調査しました。申
	請地は大住公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定
	されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事する
	と認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められ
	る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,765 ㎡であり下限面積要件を満たしている。調
	査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長 (会長)	それでは次に行きます。同じく隼人の14ですが、5番委員の報告です。
5番委員	申請地は市営第2菩提寺団地の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使
	用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業
	に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を
	行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,552 ㎡であり下限面積要件を満
	たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相
	当と思われる。
議長 (会長)	それでは次に行きます。同じく隼人の15ですが、7番委員の報告です。
7番委員	申請地は中央家畜市場の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権
	は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従
	事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認
	められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,926 ㎡であり下限面積要件を満たしてい
	る。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思わ 、。
	れる。

議長(会長)	はい、よろしいでしょうか。皆さん追いついていますか。それでは調査委員からの補足説明
	やご意見・ご質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
	[挙手なし]
議長(会長)	はい、それでは挙手がないことを確認いたしました。それではお諮りいたします。議案第3
	号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙
	手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

	[挙手なし]
	はご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか、ありませんか。
議長(会長)	る 5 つの 安件を 個 たしている ため、 除外はやむを 待ない こ 忘われる。 はい、 それでは調査委員の方から、 補足説明等ございましたら挙手でお願いします。 それで
	に該当りると思われ、転用可能な見込みのある工地であると思われる。ヨ中し田は、除外に係 る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	を建築するものである。また味外されたと仮足した場合、中田地は 2 種晨地のその他の晨地 に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係
14 番委員	申出地は、県営小田団地の西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅 1 棟 を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は 2 種農地のその他の農地
議長(会長)	の委件を個だしているため、保外はやむを得ないと思われる。 それでは同じく隼人です。隼人の5は、14番委員の報告です。
	ると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る 5 つ の要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	るものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は 2 種農地のその他の農地に該当す
14 番委員	申出地は、県営小田団地の南に位置しており、現況は田である。除外目的は貸駐車場にするようである。
議長(会長)	それでは次に行きます。隼人になります。隼人の4は、14番委員の報告です。
業長 (ヘモ)	係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 - ストでは次に行きませた。# 1になりませ、# 1の4は、14番番号の担生です。
	設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に
	棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は 1 種農地の集落接続施
14 番委員	申出地は、国分南小学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅1
議長 (会長)	同じく国分の3になりますが、14番委員の報告です。
	は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出
	園庭、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は 1 種農地の
14 番委員	申出地は、湊地区公民館の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は保育園 1 棟、
議長 (会長)	同じく国分の 2 ですが、14 番委員の報告です。
	の要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	ると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る 5 つ
	するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の地域整備法等に該当す
13 番委員	申出地は、舞鶴中学校の東に位置しており、現況は田と畑である。除外目的は工業用地に
	の報告です。
	報告をスクリーン及びタブレットで確認していただきます。まず国分の1ですが、13番委員
	より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見
	いたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 5 件について、市長
議長 (会長)	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題と

議長 (会長)	はい、それでは異議なしと認めます。お諮りいたします。議案4号「農業振興地域整備計
	画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外5件について、「承認」することに賛成
	の方の挙手を求めます。
	〔全員举手〕
議長 (会長)	はい、全員賛成です。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定い
	たしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

△ 議案第 5 号	「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について				
議長(会長)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とい				
	たします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、				
	この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告につきましては、スクリー				
	ン及びタブレットで確認をお願いいたします。まず、国分の1ですが、13番委員の報告にな				
	ります。				
13 番委員	申請地は下井公民館の西に位置し、現況は耕作放棄地である。農地区分は第 1 農地の隣接				
	地一体事業に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、計画性				
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	それでは次に、横川に入ります。横川の2は12番委員の報告です。				
12 番委員	申請地は小原公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の				
	農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確				
	実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はない				
	ものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ない				
	と思われる。				
議長 (会長)	次に霧島に入ります。霧島の3につきましては、6番委員の報告です。				
6番委員	申請地は霧島総合支所の東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の				
	農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は				
	確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はな				
	いものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得な				
	いと思われる。				
議長 (会長)	次に隼人ですが、隼人の4は5番委員の報告です。				
5番委員	申請地は小野浜分団小浜部消防詰所の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農				
	地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当である				
	ため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとる				
	ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用				
	はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	それでは最後隼人の5ですが、同じく5番委員の報告です。				
5番委員	申請地は天降川小学校の南西に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で造成して				
	しまったという経緯書も添付されている。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地				
	に該当すると思われる。転用目的は店舗1棟と駐車場にするものであり、計画性も妥当である				
	ため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとる				
	ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用				

	はやむを得ないと思われる。					
議長(会長)	はい、以上報告が終わりましたが、調査委員の方で補足等ありましたら挙手をお願いします。					
	皆さんから何かご意見・ご質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。					
	〔挙手なし〕					
議長(会長)	それではご異議ないようですのでお諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定に					
	よる許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。					
	〔全員举手〕					
議長(会長)	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、					
	3月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会					
	議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。					
	タブレットの使い方については問題ありませんか。大丈夫ですか。それではここで、5分間					
	換気のため休憩いたします。					

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	はい、それでは会議を再開いたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請				
	の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可				
	申請が29件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の意見報告				
	につきましては、スクリーン及びタブレットで報告いたします。各自確認をお願いいたします。				
	まず、国分の1は、14番委員の報告です。ご覧ください。				
14 番委員	申請地は下井公民館の西に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で通路にしてし				
	まったという経緯書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当すると思				
	われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、既に実行済である。隣接地につい				
	ては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用				
	のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	同じく国分の2になります。同じく14番委員の報告です。				
14 番委員	申請地は湊地区公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の集落接続施				
	設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であ				
	るため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとる				
	ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用				
	はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	はいよろしいですか。同じく国分の3になります。同じく14番委員の報告です。				
14 番委員	申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施				
	設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であ				
	るため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとる				
	ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用				
	はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	それでは同じく国分の4に行きます。同じく14番委員の報告です。				
14 番委員	申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落				
	接続施設に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟、倉庫2棟、駐車場を建設するもので				
	あり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に				
	記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満た				
	していることから、転用はやむを得ないと思われる。				

接長(会長) 次に溝辺に入ります。溝辺の5は15番委員の報告です。 申請地は下有川切門自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地 既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は工場1棟と駐車場を建設するものであり 計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接地については、被害防除計画書に
既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は工場1棟と駐車場を建設するものであり
計画性も女当でめるため美児は惟美と忘われる。また隣接地については、阪吉関係計画音に
掛してもて世界がしてため古陸はわいものし用われて、また、転用のこの値、値甘淮も洪た
載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満た
ていることから、転用はやむを得ないと思われる。
養長(会長) 次に横川です。横川の6も15番委員の報告です。 ************************************
5番委員 申請地は安良小学校の西に位置し、現況は建設済である。なお、平成 21 年 5 月頃、牛舎な オカボン マルト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地
用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎 2 棟、堆肥舎 1 棟、飼料置場にする
のであり、すでに建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置
とるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから
転用はやむを得ないと思われる。

5番委員 申請地は県営小田団地の南に位置し、現況は造成済みである。なお、平成7年頃、造成し
しまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当する
思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思わ
る。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は 353.32 ㎡である。 隣接地についてに
被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のそ
他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。
義長(会長) 次に隼人の8です。同じく15番委員の報告です。
5番委員 申請地は県営小田団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続
設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当で
るため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をと
ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転
はやむを得ないと思われる。
養長(会長) 次に隼人の9になります。同じく15番委員の報告です。
5番委員 申請地は県営小田団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接
施設に該当すると思われる。転用目的は農家住宅1棟、倉庫1棟を建築するものであり、計
性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載して
る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている
とから、転用はやむを得ないと思われる。
義長(会長) 次に隼人の 10 ですが、同じく 15 番委員の報告です。
5番委員 申請地は宇都山公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続
設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建築するものであり、計画性も妥当で
るため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をと
ため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転
はやむを得ないと思われる。
養長(会長) それでは次に隼人の 11 になります。同じく 15 番委員の報告です。
5番委員 申請地は松永公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施
に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現
確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障は

	いものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得な				
	いと思われる。				
議長 (会長)	よろしいでしょうか。次に国分に入ります。国分の12ですが、4番委員の報告です。				
4 番委員	申請地は松木公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計				
	画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗用地を建設するものであり、計画性				
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	同じく国分の13です。同じく4番委員の報告です。				
4 番委員	申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用				
	途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地を造成するものであり、計画性				
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	次に国分の14です。同じく4番委員の報告です。				
4番委員	申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市				
	計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画と通路を建設するもの				
	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書				
	に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満				
	たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	次に国分の15に行きます。同じく4番委員の報告です。				
4番委員	申請地は大野原公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画				
	用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地として造成するものであり、				
	計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計				
	画面積は 741.68 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため				
	支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はや				
	むを得ないと思われる。				
議長(会長)	国分の 16 です。13 番委員の報告です。				
13 番委員	申請地は市営上井団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農				
	地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅 2 棟と駐車場を建設するものであり、計画性も				
	妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する山林を一体利用するもので、全体計画面積は				
	1,549 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はな				
	いものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得る				
	いと思われる。				
議長(会長)	それでは次に行きます。同じく国分の17です。13番委員の報告です。				
13 番委員	申請地は敷根東集会所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農				
	地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であ				
	るため実現は確実と思われる。隣接する公衆用道路を一体利用するもので、全体計画面積は408				
	m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないもの				
	と思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思				
	われる。				
議長 (会長)	次に国分の 18 は、17 番委員の報告です。				

17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画				
	用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性				
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	次に国分の 19 です。17 番委員の報告です。				
17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画				
	用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場として利用するものであり、計画性				
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	次に国分の 20 です。同じく 17 番委員の報告です。				
17 番委員	申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画				
	用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地として造成するものであり、				
	計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載				
	してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たして				
	いることから、転用はやむを得ないと思われる。				
議長(会長)	はい、それでは次に行きます。国分の21ですが、同じく17番委員の報告です。				
17 番委員	申請地は市営宮下団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画				
	用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当で				
	あるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置を				
	とるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、				
	転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	次は国分の22です。18番委員の報告になります。				
18 番委員	申請地は剣之宇都公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の				
	農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅9棟と通路を建設するものであり、計画性も				
	妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある				
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること				
	から、転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	それでは次に、溝辺の23です。3番委員の報告です。				
3番委員	申請地は市営玉利団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の土地区画整				
	理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性				
	も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してあ				
	る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ				
	とから、転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	はい次に牧園です。牧園の 24 は、16 番委員の報告です。				
16 番委員	申請地は安楽公民館の南に位置し、現況はすでに実行済みである。なお、年月日不詳で原野				
	化した旨の顛末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思わ				
	れる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除				
	計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基				
	準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。				
議長 (会長)	次に隼人です。隼人の 25 は、5 番委員の報告です。				

₩ 亚壬日	中寺地が旧労し田団地の東に佐田と、現場が田でとり、曹地民八が佐り任典地のその地の典					
5番委員	申請地は県営小田団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農					
	地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟と通路を建設するものであり、計画性も光でなるなめ、実現は確実は思われる。既接地については、被実は吟礼画書に記載してなる。					
	当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある。					
	置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることだ					
	ら、転用はやむを得ないと思われる。					
議長(会長)	同じく隼人の 26 です。同じく 5 番委員の報告です。					
5 番委員	申請地は富隈小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の30					
	以内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所兼倉庫と駐車場を建設するものであり、計					
	画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載し					
	てある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たし					
	ることから、転用はやむを得ないと思われる。					
議長 (会長)	同じく隼人です。隼人の27は、同じく5番委員の報告です。					
5 番委員	申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地の市街地近接					
	農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性					
	も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してあ					
	る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ					
	とから、転用はやむを得ないと思われる。					
議長 (会長)	同じく隼人です。隼人の28は、同じく5番委員の報告です。					
5 番委員	申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地の市街地近街					
	農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性					
	も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してあ					
	る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ					
	とから、転用はやむを得ないと思われる。					
議長 (会長)	それでは次にいきます。同じく隼人です。隼人の29は、7番委員の報告です。					
7番委員	申請地は松永公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農					
	地に該当すると思われる。転用目的は水力発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であ					
	るため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をと					
	るため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転					
	用はやむを得ないと思われる。					
議長 (会長)	それでは、調査委員の方から、補足説明ありましたら挙手をお願いいたします。ございませ					
	んか。					
14 番委員	はい。					
議長 (会長)	はい、14番委員。					
14 番委員	先ほど国分1の報告で通路と記載がありましたが、通路ではありませんでしたので、通路の					
	削除をお願いいたします。年月日不詳で通路にという部分です。					
議長 (会長)	はいわかりました。ほか補足説明はありませんか。次に皆さんからご意見ご質疑はありませ					
	んか。					
6番委員	はい。					
議長 (会長)	はい、6番。					
6番委員	溝辺の 5 番ですが、5 条と 3 条の割り方は、なぜあのような割り方になるのか教えてくださ					
	いませんか。					
議長(会長)	はい、今の質問は事務局でいいですか。					
	1911 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1					

事務局	はい。					
議長 (会長)	はい事務局。					
事務局	はい、説明いたします。建物の配置上あのような形になっています。今車がとまっている。					
	ころに工場を配置しまして、残地を駐車場とする計画です。また細長いところは農地に入れる					
	よう通路としています。1筆を分筆して工場用地として既存施設の拡張をして、残りを農地					
	して利用するものです。					
議長(会長)	はいよろしいでしょうか。6番委員、ご理解頂けましたでしょうか。					
6 番委員	はい。					
議長 (会長)	はい、ほかに質問はありませんか。よろしいですか。それではないようですのでお諮りいた					
	します。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可すること					
	に賛成の方の挙手を求めます。					
	〔全員举手〕					
議長 (会長)	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3					
	月4日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議					
	の決議に該当する案件について意見聴取いたします。次に、その他がありましたら挙手をお願					
	いいたします。ございませんか。					
6 番委員	はい。					
議長 (会長)	はい、6番委員。					
6番委員	4 号の工業団地ですが、優良農地をどんどん許可していくのだから、できたら高速道路の南					
	側の農地だとか、あと、今から何年か前に隼人インターの耕作放棄地が許可できないというこ					
	ともあったと思います。あのようなところは作ってもいいよねと、許可をしてもいいんじゃな					
	いかと思うんですよ。また、※※の近くの道路沿いの砂を入れていた場所なんかも、道路と認					
	識して許可をしてもいいと思うんですよ。今後は、そのような許可の仕方もあっていいんじゃ					
	ないかと思います。ひとつの意見として聞いてください。					
議長 (会長)	わかりました。農振地域については、農業委員会の意見としてなかなか出せる部分が少ない					
	と思います。農振云々について局長とも話をしています。お願いします。					
事務局	はい、農振農用地を決定するのは、農政畜産課の方になります。農政が作った整備計画があ					
	って、それで農用地は決定されますが、計画を作る段階で農業委員会に意見を聞かれます。平					
	成 25 年に計画を作ってもう 10 年経過しますので、何年かかけて整備計画の見直しはあるかと					
	思います。その時にですね、農業委員会としてこういう考え方をもっているというのは意見と					
	して伝える必要があると思います。今言われるとおり優良農地がごそっとなくなるのは皆さん					
	も心が痛むのかなと思います。しかしながら、農産法の計画を作成すると、農業委員会は計画					
	の実現に向けて早急な許可方針を出さなければならない旨農地法にも示されています。皆さん					
	も色々考えがあると思いますが市の発展等考えますとやむを得ない部分もあるのかなと思いま					
	す。最後にですが、今後農振整備計画の作成もあると思いますので、農業委員会に意見を聞か					
	れた際には、しっかり農業委員会としての考え方を意見として返すことが必要だと思います。 					
	以上です。					
議長 (会長)	はい、よろしいでしょうかね。そういう方向で考えていきたいと思います。ほかに何かござ					
	いますか。					
3番委員	はい。					
議長 (会長)	はい、3番委員。					
3番委員	10 ページの溝辺の 8 番ですが、10 番委員の現地を確認していただき私が発表なんですが、					

	お互いここの場所は知らない場所でした。昔の隼人の※※のあとを中心にした場所だと思うん					
	ですが、行けば全面茶畑なんです。田んぼみたいに畦があるわけではなく、自分で機械専用の					
	道路を入れておられて、ようやく確認ができたんですけれども、せめて現地確認者の地図がカ					
	ラーであればもっとわかりやすかったんじゃないかなと二人で話し方でした。色んな人の名前					
	が茶畑で出てきて、今後もこんなのが出てくると思います。今後、カラーで頂けたらと思いま					
	す。お願いしたいんですが。					
議長(会長)	タブレットで見たら全面茶畑なんですけれども、細かく区切られた昔の地籍図がそのまま残					
	っているんだと思います。わかりました。事務局は今後こういった場所の場合は、なるべくカ					
	ラー刷りの方でお願いしたいのですがどうでしょうか。お願いしていいですか。					
事務局	はい。					
議長(会長)	それではそういう方向でいいですかね。ほかにありますか。ほかにございませんか。いいで					
	すか。それではないようですので、最後にスローガンの説明を事務局よりお願いします。					
事務局	はい、それでは調整会議の方でも説明いたしましたが、鹿児島県農業委員会大会の大会スロ					
	ーガン案につきましては、各地区で開催しました農地利用最適化推進会において説明いた					
	して、承認いただきました。それに伴い鹿児島県農業会議から総会において採択して頂きたい					
	と依頼がありましたので、総会での採択をよろしくお願いいたします。以上です。					
議長(会長)	はい、只今大会スローガンの採択について説明がありました。大会スローガンにつきまして					
	は、各地区の推進会で内容の確認がされておりますので、さっそく採択に入りたいと思います。					
	令和3年度鹿児島県農業委員会大会スローガンにつきましては、当委員会おいて、採択するこ					
	とに賛成の方の挙手を求めます。					
	〔全員挙手〕					
議長(会長)	はい、全員賛成です。よって、大会スローガンは採択されました。ほかに皆様からないよう					
	でしたら終了いたしますがよろしいでしょうか。はい、それでは以上で令和4年第2回霧島市					
	農業委員会定例総会を終了いたします。新型コロナウィルス感染症が収まらない中ですが、皆					
	様方におかれましては、体調にはくれぐれもご注意いただき、体調が少しでも優れない場合は、					
	総会を欠席するなど自らの判断でお願いいたします。また、活動につきましても、同じでござ					
	いますのでよろしくお願いいたします。以上で終わります。					
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。					
·						

閉会 15 時 40 分

3番		
4番		
19番		